

茨城県報

号外第 42 号

平成 6 年 3 月 31 日

木 曜 日

目 次

条 例

●茨城県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	ページ 1
●茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (“)	5

条 例

茨城県県税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 6 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県条例第 24 号

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和 25 年茨城県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 2 第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、「第 2 号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割を」と及び第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 34 条第 1 項の表中「750,000 円」を「800,000 円」に、「500,000 円」を「540,000 円」に、「100,000 円」を「130,000 円」に、「30,000 円」を「50,000 円」に、「10,000 円」を「20,000 円」に改める。

第 40 条の 12 第 1 項中「5,000 円」を「10,000 円」に改める。

第 41 条の 13 の 4 第 1 項中「2 年」を「3 年」に改め、同条第 3 項中「この場合において」の次に「前条第 2 項中「当該取得の日から 2 年以内」とあるのは、市街地再開発組合に関しては「敷地の取得にあつては当該取得の日から 3 年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から 6 月以内」と、住宅街区整備組合に関しては「当該取得の日から 6 月以内」と」を加える。

付則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（平成 6 年度分の個人の県民税の所得割の特別減税）

第 5 条の 2 知事は、平成 6 年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第 25 条及び法第 36 条の規定を適用した場合の所得割（第 22 条の 2 第 1 項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額から控除する。

2 前項に規定する県民税に係る特別減税の額とは、第 1 号に掲げる額と第 2 号に掲げる額との合

計額の100分の20に相当する金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額（当該金額が20万円を超える場合には、20万円））に第1号に掲げる額を同号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）をいう。

- (1) 当該納税義務者の第25条、第26条及び付則第7条並びに法第36条及び法附則第3条の3第2項の規定を適用して計算した場合の所得割（第22条の2第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）
- (2) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の4、法第314条の7、法附則第3条の3第4項並びに法附則第5条第2項及び第3項の規定を適用して計算した場合の所得割（法第295条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

付則第12条の2第2項中「第31条の2第2項第6号から第10号まで」を「第31条の2第2項第7号から第12号まで」に、「及び第4項から第8項まで」を「第3項及び第5項から第9項まで」に改める。

付則第16条の2第1項中「平成6年」を「平成10年」に改め、同条第2項中「平成6年3月31日」を「平成10年3月31日」に改める。

付則第17条を次のように改める。

第17条 削除

付則第17条の3の2第1項中「第17条の3の2第1項」を「第17条の3の3第1項」に、「第17条の3の2の」を「第17条の3の3の」に改め、同条を付則第17条の3の3とする。

付則第17条の3の次に次の1条を加える。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第17条の3の2 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第41条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成6年1月1日から平成8年12月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の3分の2（当該取得が平成6年1月1日から同年12月31日までの間に行われた場合にあつては、2分の1）の額とする。

- 2 前項の規定の適用がある土地の取得について第41条の10第1項又は第2項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格の3分の2（当該取得が平成

6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に行われた場合にあつては、2 分の 1) に相当する額」とする。

3 平成 6 年 4 月 1 日から平成 8 年 12 月 31 日までの間において、法第 73 条の 14 第 8 項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第 10 項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第 13 項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第 41 条の 13 の 2 第 1 項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、法附則第 11 条第 2 項に規定する交換によつて失つた土地が失われた場合、同条第 15 項に規定する道路一体建物に係る道路法第 47 条の 6 第 1 項に規定する協定が締結された場合、法附則第 11 条の 4 第 5 項第 1 号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第 2 号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第 7 項に規定する交換分合によつて失つた土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第 388 条第 1 項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第 1 項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、法附則第 11 条の 5 第 3 項に規定するところによる。

付則第 18 条第 1 項中「平成 5 年度分及び」を削り、「平成 5 年度分)」を「同年度分及び平成 7 年度分)」に改め、同条第 2 項を削る。

付則第 21 条第 2 項中「平成 6 年 3 月 31 日」を「平成 8 年 3 月 31 日」に改め、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、同条第 5 項中「特別措置法第 10 条第 1 項」を「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号。以下この項において「特別措置法」という。)第 10 条第 1 項」に、「昭和 63 年 12 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」を「昭和 63 年 12 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下次項までにおいて「排出ガス保安基準」という。))」に、「特定地域内での取得」を「当該取得をした者が当該自動車の主たる定置場を特別措置法第 6 条第 1 項に規定する特定地域(以下この項において「特定地域」という。)内に置いて使用する場合の自動車の取得」に、「同法第 41 条」を「道路運送車両法第 41 条」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「第 3 項又は」を削り、同項を同条第 5 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 道路運送車両法第 41 条の規定により平成 7 年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下この項において「制動装置保安基準」という。)に適合する自動車で法附則第 32 条の 2 第 7 項に規定する施行規則で定めるもの(以下この項において「平成 7 年規制適合車」という。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、道路運送車両法第 41 条の規定により同日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合しない自動車で法附則第 32 条の 2 第 7 項に規定する施行規則で定めるものにつき同項に規定する施行規則に定める期間内に道路運送車両法第 15 条第 1 項の申請に基づく抹消登録を

受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成 7 年規制適合車を取得した場合には、当該取得が平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 8 月 31 日までの間に行われたときに限り、第 102 条の 4 及び第 1 項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第 1 項に定める率から、100 分の 0.3 を控除した率とする。

付則第 21 条第 7 項中「平成 6 年 3 月 31 日」を「平成 8 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の 2 第 1 項及び付則第 12 条の 2 第 2 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第 2 条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成 6 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成 5 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 22 条の 2 第 1 項の規定は、平成 7 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成 6 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 34 条第 1 項の規定は、平成 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 15 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第 53 条第 4 項の期間に係る法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第 17 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 6 年 1 月 1 日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 新条例付則第 17 条の 3 の 2 第 3 項の規定は、平成 6 年 1 月 1 日以後の新条例第 41 条の 13 の 2 第 1 項又は新法第 73 条の 14 第 8 項、第 10 項若しくは第 13 項、新法附則第 11 条第 2 項若しくは第 15 項若しくは新法附則第 1 条の 4 第 5 項若しくは第 7 項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例付則第 18 条の規定は、平成 6 年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成 5 年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第 5 条 施行日前のこの条例による改正前の茨城県県税条例（以下「旧条例」という。）付則第 21

条第 3 項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例に関する経過措置）

第 6 条 新条例付則第 12 条の 2 の規定は、所得割の納税義務者が平成 6 年 1 月 1 日以後に行う同条第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第 2 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧条例付則第 12 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第 2 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 6 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県条例第 25 号

茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和 38 年茨城県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「，農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）を「及び農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）」に改め，「及び産炭地域振興臨時措置法（昭和 36 年法律第 219 号。以下「産炭法」という。）を削り，「，農村工業等法第 10 条及び産炭法第 6 条」を「及び農村工業等法第 10 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「，農村工業等法第 5 条第 3 項」を「又は農村工業等法第 5 条第 3 項」に改め，「又は産炭法第 2 条第 1 項に規定する産炭地域のうち産炭地域振興臨時措置法施行令（昭和 37 年政令第 35 号）第 2 条に規定する地区（以下「産炭地区」という。）内」を削り，「，第 4 号若しくは第 5 号」を「若しくは第 4 号」に改め，「，産炭地区内においては製造の事業，道路貨物運送業，こん包業，情報処理サービス業に係る事業又は自然科学研究所に係る事業」及び「，産炭地区内における道路貨物運送業又はこん包業にあつては当該設備を当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数が 15 人を超えるもの」を削り，「，農村工業等法第 10 条の省令又は産炭地域振興臨時措置法第 6 条の規定により地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令（平成 3 年自治省令第 15 号）」を「又は農村工業等法第 10 条の省令」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項中「，導入地区内又は産炭地区内」を「又は導入地区内」に，「，第 4 号若しくは第 5 号」を「若しくは第 4 号」に改める。

第 7 条中「，産炭地区」を削る。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（事業税の課税免除に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した者の事業税の免除については、なお従前の例による。

（不動産取得税の課税免除に関する経過措置）

第 3 条 施行日前に改正前の条例第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した者の、当該設備を構成する家屋及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の免除については、なお従前の例による。

（固定資産税の課税免除に関する経過措置）

第 4 条 施行日前に改正前の条例第 5 条第 1 項の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した者の、当該設備を構成する償却資産に係る固定資産税の免除については、なお従前の例による。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,300 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 （代）